

平成29年度 第7回 常設審議委員会 次第

日時 平成29年10月25日(水) 13時30分～

場所 札幌市 第二水産ビル 4階4F会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名者指名

4 諮問・意見聴取

- 1) 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2の規定に基づく諮問について
- 2) 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取について

5 報 告

- 1) 新制度に移行した農業委員会の状況について
- 2) 農地法施行規則の一部改正について
- 3) その他

6 協 議

- 1) 平成29年度全国農業委員会会長代表者集会への対応と北海道選出国會議員に対する要請について
- 2) その他

7 閉 会

次回 平成29年度第7回常設審議委員会は、
平成29年11月24日(金曜日) 13:30から 開催いたします。
場所は、第二水産ビル 4階 4F会議室です。

【メモ】

「新制度に移行した農業委員会の状況（10月2日時点）」について

平成29年10月25日
第7回 常設審議委員会

道内には169市町村に170農業委員会が設置されている。（北見市に、北見市第一農業委員会と北見市第二農業委員会が設置）

平成28年4月1日に改正「農業委員会等に関する法律」が施行され、市町村長の任命による農業委員による農業委員会に順次移行してきた。

市町村長の任命による農業委員に移行した農業委員会は、平成29年10月2日時点で154農業委員会となっており、今後、平成29年度中に3農業委員会、平成30年度中に13農業委員会が移行する。

本会では、市町村長の任命による農業委員に移行した農業委員会に対し「新制度移行時の農業委員会の状況調査」を実施している。

10月2日時点で回答のあった154農業委員会（回答率100%）の状況は次のとおりです。

1 新制度に移行した農業委員会について

(1) 農業委員数

(人)

対象	農業委員 定数	農業委員 在任数			旧体制で農 業委員を務 めていた者
			推薦	応募	
154委員会	2,048	2,044	1,742	302	1,326

<回答のあった154農業委員会について>

○農業委員会法施行令第5条で定める定数上限の合計は4,016人

○農業者の農業委員は1,815人（88.8%）

○3年前の選挙委員定数と選任委員実数の合計は2,133人であった。

※ 実数は、2,103人。

○農業委員在任数が最も多い農業委員会は37名、最も少ない農業委員会は6名。

※ 定数も同様です。

(2) 農業委員の年齢構成 (対象：154農業委員会の2,044人)

(人)

～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～
3	6	41	93	177	360	533	510	258	63

男性農業委員の年齢構成

～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～
2	5	35	78	169	340	502	467	241	58

女性農業委員の年齢構成

～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～
1	1	6	15	8	20	31	43	17	5

(3) 農業委員候補者の募集の結果

再公募の実施と農業委員候補者数（公募に応じた人数）

対象	再公募を行った 委員会数	農業委員 候補者数	（人）	
			推薦	応募
154 委員会	41	2,121	1,776	345

農業委員定数に対する農業委員候補者数（公募に応じた人数）

対象	定数を超える推薦応募 があった委員会数	定数と同数の推薦応募 があった委員会数	定数を下回る推薦応募 だった委員会数
154 委員会	43	108	3

定数を下回る推薦応募だった3農業委員会の内、1農業委員会はその後定数を満たしている。

(4) 委員の任命に関する議会の同意の状況

対象	市町村長が議会 に同意を求めた 委員候補者数 (人)	議会の同意が得 られなかった委 員候補者数 (人)	議会の同意が得 られなかった委 員会数
154 委員会	2,046	2	2

議会の同意が得られなかった2農業委員会の内、1農業委員会はその後定数を満たしている。

(5) 女性の農業委員数

対象	農業委員 在任数 (人)	うち女性			女性の農業委員 が在任する 農業委員会数
			推薦	応募	
154 委員会	2,044	147	100	47	96

<回答のあった154農業委員会について>

○女性の農業委員が最も多い農業委員会は、旭川市農業委員会で5人

今回の調査対象とならない16農業委員会の内、7農業委員会で13人の女性の農業委員が在任している。

3年前の調査では、170農業委員会の内、61農業委員会で93人の女性の農業委員が在任している。

(6) 認定農業者過半要件の対応状況について

(委員会数)

対象	認定農業者過半の要件を充足	認定農業者過半要件の例外			○農業委員会を置かないことができる市町村 ○同意市町村ではない
		過半が認定農業者及び認定農業者に準じる者	4分の1が認定農業者及び認定農業者に準じる者	農林水産大臣承認	
154 委員会	133	14	3	0	4

(7) 認定農業者数

対象	農業委員在任数(人)	認定農業者			認定農業者の割合(%)
		認定農業者	男性	女性	
154 委員会	2,044	1,616	1,592	24	79.1

<回答のあった154農業委員会について>

○3年前の調査では、農業委員実数(在任数)2,103人に対し認定農業者は1,760人(83.7%)であった。

(8) 利害関係のない者の数

対象	農業委員在任数(人)	利害関係のない者			割合(%)
		利害関係のない者	男性	女性	
154 委員会	2,044	178	117	61	8.7

(9) 利害関係のない者の職業

(複数回答)

人数	元公務員	団職員(元団職含む)	うち商工団体	うち消費者団体、女性団体	事業者(自営業、パート業含む)	会社員(会社役員含む)	地方議会委員(元地方議会委員含む)	教育関係者(大学教授等含む)	主婦	行政書士	弁護士	司法書士	その他士業(税理士等)	その他士業の内容	その他
	178	46	26	1	6	10	11	12	3	13	2	1	3	0	0

2 農地利用最適化推進委員の委嘱の状況について

10月2日時点で回答のあった154農業委員会（回答率100%）のうち、14農業委員会で農地利用最適化推進委員を委嘱した。

(1) 農地利用最適化推進委員 (人)

対象	委嘱した 委員会数	推進委員 の定数	推進委員 在任数	(人)	
				推薦	応募
154委員会	14	88	88	62	26

<回答のあった154農業委員会について>

○農業者の農地利用最適化推進委員は85人

○農地利用最適化推進委員の実数について最も多い農業委員会は17名です。

(2) 農地利用最適化推進委員の年齢構成 (対象：14農業委員会の88人) (人)

～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～
2	1	3	6	11	10	21	15	10	9

男性農地利用最適化推進委員の年齢構成

～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～
2	1	3	6	11	9	18	14	9	9

女性農地利用最適化推進委員の年齢構成

～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～
0	0	0	0	0	1	3	1	1	0

(3) 農業委員候補者の募集の結果

委嘱した委 員会数	再公募を行った 委員会数	推進委員 候補者数	(人)	
			推薦	応募
14委員会	36	109	64	45

委嘱した委 員会数	定数を超える推薦応 募があった委員会数	定数と同数の推薦応 募があった委員会数	定数を下回る推薦応 募だった委員会数
14委員会	6	8	0

(4) 農地利用最適化推進委員の構成 (人)

委嘱した委 員会数	推進委員 在任数	(人)		認定農業者数
		男性	女性	
14委員会	88	82	6	51

<参考資料>

1. 北海道の農業委員会における農業委員数と農地利用最適化推進委員数について

(1) 農業委員数

①定数について

人数	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
委員会数	3	10	5	9	18	21	15	12	17	9
人数	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
委員会数	8	5	5	3	4			1	1	1
人数	26	27	28	29	30				36	37
委員会数	1	4							1	1

最大は、旭川市の37人、最小は様似町、乙部町、釧路町の6人

②実数について

人数	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
委員会数	3	10	5	9	19	21	15	11	17	10
人数	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
委員会数	7	5	5	3	4			1	1	1
人数	26	27	28	29	30				36	37
委員会数	1	4							1	1

最大は、旭川市の37人、最小は様似町、乙部町、釧路町の6人

(2) 農地利用最適化推進委員について（14農業委員会）

①定数について

人数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
委員会数	2	—	2	—	2	3	1	1	—	2
人数	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
委員会数	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—

最大は、札幌市の17人、最小は豊浦町、浦河町の1人

②実数について

人数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
委員会数	2	—	2	—	2	3	1	1	—	2
人数	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
委員会数	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—

最大は、札幌市の17人、最小は豊浦町、浦河町の1人

<参考資料>

2. 北海道における女性の農業委員数と農地利用最適化推進委員数（平成29年10月2日時点）

	新制度移行後の 農業委員会の委員		新制度移行前の 農業委員会の委員		女性の 割合 %	女性の農業委員 が在任する 農業委員会数 と割合（%）	農地利用最適化推進 委員数		女性の農地利 用最適化推進 委員を委嘱し た農業委員会 数
	実数	(人)	実数	(人)			実数	(人)	
		うち女性		うち女性				うち女性	
空知	324	9	0	0	2.8	7（32%）	6	0	0
石狩	121	13	0	0	10.7	8（100%）	22	2	1
後志	187	12	19	0	5.8	10（56%）	0	0	0
胆振	84	7	41	2	7.2	7（70%）	17	3	2
日高	48	4	39	0	4.6	4（57%）	13	0	0
渡島	92	12	20	3	13.4	9（90%）	24	1	1
檜山	51	7	28	0	8.9	5（71%）	3	0	0
上川	256	21	75	7	8.5	13（57%）	0	0	0
留萌	87	3	0	0	3.4	3（38%）	0	0	0
宗谷	65	5	17	0	6.1	4（57%）	0	0	0
オホーツク	296	24	18	1	8.0	13（68%）	0	0	0
十勝	287	13	0	0	4.5	10（53%）	0	0	0
釧路	80	13	21	0	12.9	7（88%）	3	0	0
根室	66	4	0	0	6.1	3（75%）	0	0	0
合計	2,044	147	278	13	6.9	103（61%）	88	6	4

2-1. 女性の農業委員のいる農業委員会（平成29年10月2日時点）

- <空知>・・・月形町、浦臼町、新十津川町、岩見沢市、赤平市、滝川市、深川市
- <石狩>・・・当別町、新篠津村、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市
札幌市
- <後志>・・・蘭越町、ニセコ町、倶知安町、共和町、岩内町、古平町、仁木町
余市町、赤井川村、小樽市
- <胆振>・・・壮瞥町、厚真町、安平町、むかわ町、苫小牧市、登別市、伊達市
- <日高>・・・新冠町、浦河町、様似町、えりも町
- <渡島>・・・松前町、知内町、木古内町、七飯町、森町、八雲町、長万部町
函館市、北斗市、
- <桧山>・・・上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町
- <上川>・・・鷹栖町、東神楽長、比布町、愛別町、上川町、上富良野町
南富良野町、占冠村、和寒町、美深町、士別市、名寄市、旭川市
- <留萌>・・・羽幌町、遠別町、留萌市
- <宗谷>・・・猿払村、浜頓別町、中頓別町、稚内市
- <ホーツク>・・・大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町
遠軽町、滝上町、北見市第一、北見市第二、網走市、紋別市
- <十勝>・・・清水町、芽室町、中札内村、更別村、広尾町、幕別町、池田町
豊頃町、陸別町、帯広市
- <釧路>・・・釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
- <根室>・・・別海町、中標津町、根室市

2-2. 女性の農地最適化推進委員のいる農業委員会（平成29年10月2日時点）

- <石狩>・・・札幌市
- <胆振>・・・苫小牧市、伊達市
- <渡島>・・・北斗市

<参考資料（未定稿）>

3. 全国の農業委員と農地利用最適化推進委員（平成29年7月末時点）

全国の農業委員会において、平成29年7月末時点で1,310農業委員会で、市町村長の任命による農業委員に移行した。

全国の農業委員また農地利用最適化推進委員については次のとおり。

3-1 新制度に移行した農業委員会について

(1) 農業委員数 (人)

農業委員 定数	農業委員 在任数			旧体制で農 業委員を務 めていた者	農業者の 農業委員
		推薦	応募		
17,762	17,694	14,290	3,400	9,177	14,265

<回答のあった1,310農業委員会について>

○農業委員会法施行令第5条で定める定数上限の合計は24,882人

(2) 農業委員の年齢構成(対象:1,310農業委員会の17,762人) (人)

	~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~
全体	31	100	225	405	678	1,177	2,258	4,365	5,464	2,991
男性	23	78	192	320	574	1,005	1,895	3,791	4,932	2,793
女性	8	22	33	85	104	172	363	574	532	198

<回答のあった1,310農業委員会について>

○20歳未満の農業委員はいない

(3) 農業委員候補者の募集の結果

再公募の実施と農業委員候補者数（公募に応じた人数）

再公募を行った 委員会数	農業委員 候補者数	(人)	
		推薦	応募
202	20,005	15,497	4,508

<回答のあった1,310農業委員会について>

○定数を超える推薦応募があった委員会数は、634農業委員会

(4) 女性の農業委員数

女性 農業委員 在任数	(人)		女性農業委員 の割合 (%)	女性の農業委員が在任する 農業委員会数
	推薦	応募		
2,091	1,458	1,079	11.8	1,079

(5) 認定農業者数

認定農業者の 農業委員 在任数	(人)		認定農業者の 農業委員の割 合 (%)
	男性	女性	
9,145	8,721	424	51.7

(6) 利害関係のない者の数

利害関係のない農業委員 在任数	(人)		利害関係のない農業委員の 割合 (%)
	男性	女性	
1,511	978	533	8.5

(7) 利害関係のない者の職業

(複数回答)

人数	元公務員	団職員 (元団職員含む)	うち		商工業者(自営業、パート従業員含む)	社会員(元社会員、役員含む)	地方議会(元地方議会議員含む)	教育関係者(大学教授等含む)	主婦	行政書士	弁護士	司法書士	その他士業(税理士等)	その他士業の内容	その他
			うち商工団体	うち消費者団体、女性団体											
1,511	364	157	23	25	170	168	113	45	121	54	27	28	43	0	221

3-2 農地利用最適化推進委員の委嘱の状況について

(1) 農地利用最適化推進委員

委嘱した委員会数	推進委員在任数 (人)
1,011	12,806

農地法施行規則の一部改正について

1. 改正年月日

平成29年 9月25日（月）

2. 改正条文

農地法施行規則第103条

3. 改正内容

農地台帳の情報提供に関する事項の改正

- 土地改良区への情報提供が追加された。
- 情報提供が可能な内容
 - ① 土地改良区が情報提供を求めた農地の所有者の氏名、名称、住所
 - ② 土地改良区が情報提供を求めた農地の所在、地番、地目、面積
 - ③ 土地改良区が情報提供を求めた農地に設定されている権利等
 - ・ 賃借権、使用貸借権等の権利
 - ・ 権利を有する者の氏名、名称、住所、借賃等
 - ④ 土地改良区が情報提供を求めた農地の耕作者の氏名、名称、その者の整理番号
 - ⑤ 土地改良区が情報提供を求めた農地に設定されている権利の内容
 - ・ 農地法第3条の許可により設定又は移転されたものか否か
 - ・ 農用地利用集積計画によって設定又は移転されたものか否か
 - ・ 農地中間管理事業により設定又は移転されたものか否か... など

4. これまでの内容

- 農地法第51条の二（農地に関する情報の利用等）
 - ・ 都道府県知事、市町村長、農業委員会における相互の情報提供
- 農地法第51条の二第2項
 - ・ 都道府県知事、市町村長、農業委員会は、所掌事務の遂行に必要な限度で、地方公共団体、農地中間管理機構等に対し、情報の提供を求めることができる。
- 農地法第52条の三（農地台帳及び農地に関する地図の公表）
 - ・ インターネットの利用等により、農地台帳に記録された事項を公表する。
（個人の権利利益を害するものを除く。）
 - 【窓口での閲覧の場合】
 - 市街化区域内にある農地の全ての事項
 - 市街化区域外にある農地の住所、借賃等の額、農地の権利設定等を行った際の法令等については、公表できないとされている。
 - 【インターネットでの公表の場合】
 - 上記の項目に加え、農地の所有者の氏名、名称及び、耕作者の氏名、名称も公表できないとされている。

平成29年度全国農業委員会会長代表者集会への対応と 北海道選出国會議員に対する要請の実施について（案）

平成29年10月25日
第7回常設審議委員会

1 平成29年度全国農業委員会会長代表者集会

(1) 開催日時

平成29年11月30日（木） 12:30～15:30

- ① 別添「平成29年度全国農業委員会会長代表者集会開催要領」のとおり。
- ② 全国農業会議所要請内容等
 - ・農地利用の最適化に向けた施策推進に関する要請決議（仮題）

(2) 開催場所

メルパルクホール
東京都港区芝公園2-5-20

(3) 北海道からの出席数と座席配分

別添開催要領には、本道への割り当てとして32席と記載がある。昨年の開催要領においても同数の記載だったが、実際には出席申込数と同数の78席が割り当てられたことから、本年も昨年と同様の取扱いとなることを見込まれる。
なお、本会で、各地方農委連毎の座席配分（表）を作成し配布する。

出席者数の内訳（10/25現在 二重下線は昨年の出席者数）

	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	桧山	上川	留萌	宗谷	林-ツ	十勝	釧路	根室	農業会議	計
出席者数	<u>6</u>	<u>2</u>	<u>4</u>	<u>2</u>	6	<u>5</u>	<u>7</u>	<u>5</u>	<u>5</u>	5	15	<u>5</u>	<u>2</u>	<u>8</u>	5	

(4) 全国農業会議所主催の代表要請

実施しない。【下記2-(5)参照】

2 北海道選出国會議員に対する要請の実施について

(1) 要請日時

平成29年11月30日（木） 16:00～18:00

代表者集会終了後、決議事項等の実現に向け、本道選出国會議員に対しての要請を行う。

(2) 実施場所

衆参両院議院議員会館の議員事務室

(3) 要請内容

地域の実態に即した施策の実現に向けた要請（案については別添）

(4) 要請方法

本道からの要請参加者（昨年57名）を4班程度に分け、衆参両院議院会館の議員事務室を訪問して要請を行う。

(5) 要請先・班編制

別添：北海道選出国會議員名簿（29人）【作成中】

別添：平成29年度全国農業委員会会長代表者集会後の国會議員に対する要請活動班編制【作成中】

なお、11/29～12/1の間に地方農委連が実施する要請において、全国農業会議所並びに本会議の要請書を持参可能な議員に対しては、地方農委連が行う要請を以て農業会議による要請に代えるものとする。

(6) 議員会館までの移動方法

メルパルクホールから議員会館までは、地下鉄と徒歩により移動。

- ① メルパルクホール→都営三田線「芝公園駅」（出口A3）：徒歩
- ② 都営三田線「芝公園駅」→同「日比谷駅」
- ③ 都営三田線「日比谷駅」→東京メトロ千代田線「日比谷駅」：徒歩
- ④ 東京メトロ千代田線「日比谷駅」→同「国会議事堂前駅」
- ⑤ 東京メトロ千代田線「国会議事堂前駅」（丸ノ内線経由）出口1）→衆参議員会館：徒歩

(7) 地方農業委員会連合会での独自要請活動（農業会議把握分、10/25現在）

地方連	月日	場 所	対 象 (敬称略)	時 刻	備考
宗谷 ホーツク	11/29	東京都内	武部新	18:00～	

平成29年度全国農業委員会会長代表者集会開催要領 －農地利用の最適化に全力をあげよう－

平成29年10月
一般社団法人全国農業会議所

1. 開催の目的

昨年4月の「農業委員会等に関する法律」の改正を受け、農業委員会組織は農地利用の最適化を進める組織改革をはじめ、農地情報の収集・提供、担い手の育成・確保に強力に取り組んでいます。

とりわけ、本年7月に約1,000の農業委員会が新体制へ移行し、制度改革の主眼である農地利用の最適化の実現に向け、取り組みを強化しているところです。

今後、農業委員会は、農業委員会は地域の代表として、農地制度の適正な執行、認定農業者等意欲ある担い手の確保・育成、農地の利用集積や遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等の「農地利用の最適化」に向け、取り組みの強化に全力をあげていく必要があります。

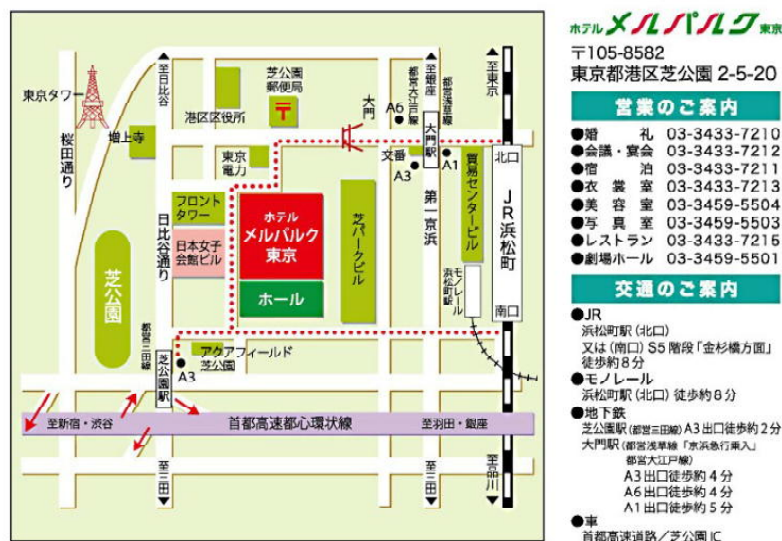
このため、全国の農業委員会の会長代表者が一堂に会し、農地利用の最適化を加速するための研修を行うこと等を目的に、全国農業委員会会長代表者集会を開催します。

2. 主 催：一般社団法人全国農業会議所

3. 参加者：市町村農業委員会会長代表者並びに都道府県農業会議役員等約1,000人（別紙参照）

4. 期 日：平成29年11月30日（木）12時30分～15時30分

5. 場 所：「メルパルクホール」（下図参照）



6. 日 程

- (1) 開 会
- (2) 主 催 者 挨 拶
- (3) 来 賓 挨 拶
- (4) 第1部 パネルディスカッション

「農地利用の最適化に全力をあげよう」

【パネリスト】

岩手県岩手町農業委員会 会長 松本 良子 氏
(岩手県農業会議副会長)
茨城県茨城町農業委員会 会長 箭原 和敏 氏
千葉県香取市農業委員会 会長 伊藤 寛 氏
兵庫県南あわじ市農業委員会 会長 竹田 孝司 氏

【助 言 者】

京都府立大学 准 教 授 桂 明宏 氏

【進 行】

全国農業会議所 事務局長 伊藤 嘉朗

(5) 第2部 要請決議・申し合わせ決議

第1号議案 農地利用の最適化に向けた施策推進に関する要請決議
(仮題)

第2号議案 「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の推進
に関する申し合わせ決議

第3号議案 「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議

(6) 閉 会

7. 運営委員会

- (1) 運営委員会は、集会当日12時より同会場で開催する。
- (2) 運営委員会は、都道府県農業会議の会長で構成する。
- (3) 集会当日の運営分担は、運営委員会で決定する。

8. その他

- (1) 集会参加者は、都道府県毎に指定された場所に着席する。
- (2) 集会終了後、各都道府県毎に地元選出国會議員への要請活動を行う。
(状況に応じ、全国農業会議所役員が同行して要請活動を行う)
- (3) 各都道府県農業会議は、要請活動結果につきすみやかに全国農業会議所に報告する。全国農業会議所は要請活動結果をとりまとめ、都道府県農業会議に報告する。

平成29年度全国農業委員会会長代表者集会参加人数

北海道	32	静岡	16	岡山	16
青森	32	愛知	24	広島	16
岩手	32	三重	16	山口	16
宮城	32	新潟	40	徳島	16
秋田	32	富山	24	香川	16
山形	32	石川	24	愛媛	16
福島	40	福井	24	高知	16
茨城	32	長野	40	福岡	16
栃木	24	滋賀	24	佐賀	16
群馬	32	京都	16	長崎	8
埼玉	32	大阪	10	熊本	8
千葉	32	兵庫	16	大分	8
東京	24	奈良	16	宮崎	8
神奈川	24	和歌山	16	鹿児島	8
山梨	16	鳥取	16	沖縄	6
岐阜	24	島根	16	計	1,000

地域の実態に即した施策の実現に向けた要請（案）

本道農業・農村が今後も持続的に発展していくためには、担い手が将来にわたって意欲と希望を持ち、安心して営農に取り組める施策の実現と、本道の農業・農村の実情を踏まえた施策の確立が不可欠である。

これらのことから、本道農業委員会組織（北海道内市町村農業委員会及び一般社団法人北海道農業会議）として、下記重点事項を実現するよう強く要請する。

記

1 国際交渉における基本的な姿勢について

各種国際交渉の大枠合意に伴う、**農業への影響を十分に検証**するとともに、**合意内容や影響などについて、農業者のみならず国民全体に対して丁寧に説明**すること。

なお、農業者が**希望と意欲を持って経営に取り組むことができるよう**、また、これら国際交渉の結果が、**本道農業と地域社会の持続的発展に支障を及ぼすことの無いよう、万全の措置**をとること。

2 農地集積支援対策の拡充について

- (1) 農業経営の安定化と耕作放棄の未然防止を図るため、賃貸借への支援が中心で全国一律の仕組みとなっている現行の農地集積対策を見直し、担い手への所有権移転による農地集積の促進が重要であることを政策上の課題と位置づけ、**売買による農地集積への支援や非農家から担い手への所有権移転を促進する施策を導入**すること。
- (2) 農地の利用集積の阻害要因のひとつである**相続未登記農地**については、その**解消に向けた抜本的な対策を検討**すること。
- (3) **機構集積協力金**については、担い手への高い集積率を実現しこれを維持するために、**予算規模の拡大、配分基準の見直し並びに将来に向けた継続的实施**を行うこと。

(4) 農地中間管理事業を一層活用するため、農地の**出し手・受け手や農地中間管理機構の負担にならない**よう、国は**積極的な財政支援**を行うこと。

3 担い手育成対策の強化について

農業生産を担うのは、主業農家である家族経営とその延長に位置する農地所有適格法人であることに十分配慮し、農業経営基盤強化促進法に基づく「認定農業者」制度を基礎に、**担い手の明確化ならびに各種支援施策の重点化**を図ること。

4 農業農村整備事業の拡充と予算の確保について

農業の生産性向上を図る基盤整備事業を計画的に進めるため、ほ場の大区画化や排水対策等の**農業基盤整備**について、農村現場の要望に応えうるために、**当初予算の段階で必要な額を確保**すること。

5 農業委員会関係予算の確保について

(1) 市町村農業委員会は、農地法許可事務、遊休農地に関する措置、農地台帳の公開等をはじめとする農地法等に基づく農地行政を執行する独立した行政委員会である。このため、市町村の財政状況に左右されず農業委員会、事務局体制が確保できるよう、**農業委員会交付金について増額確保**するとともに、国からの農業委員会交付金の配分にあたっては、遊休農地が発生しやすい**条件不利地を多く抱える農業委員会に不利な配分とならないよう配分基準を見直す**こと。

(2) 専門性が求められる農業委員会業務の増大に対応するため、**研修事業を行う機構集積支援事業について増額確保**すること。

(3) 農業委員会ネットワーク機構に対する**国費負担金**については、改正農業委員会法に基づいて農地行政の適切な執行と農業委員会の業務支援を広くすすめることとなった同機構に対し、**業務執行に十全に取り組みうるために必要かつ十分な額となるよう増額確保**すること。

参考：平成30年度農業政策・予算に関する要請【10/25常設審議委員会資料には添付を省略】